

新しい「子どもの医療費受給資格証」を送付します

令和8年4月1日から使用していただく新しい子どもの医療費受給資格証を送付します。これまでご利用いただいた受給資格証と同様に、医療機関でご提示ください。

※ こちらの資格証は、対象年代（平成22年4月2日～令和2年4月1日生）の方がいる世帯へお送りしています。対象年代以外の方は、現在お持ちの資格証を引き続きご利用いただけます。（令和8年3月31日で18歳年度末に到達する方を除く）

1. 子どもの医療費受給資格証の変更点について

- ①助成対象の拡大により「学」を削除しています。
- ②有効期間の終了日を以下のとおり変更しました。

★小学生用の資格証

変更前：小学校の卒業日まで

変更後：高校生年代（18歳年度末）まで

★中学生用資格証

変更前：中学校の卒業日まで

変更後：高校生年代（18歳年度末）まで

① (旧資格証)

学	子どもの医療費受給資格証
受給者番号	●●●●●●●●●●
子ども氏名	●●●●●●●●
生年月日	平成●年●月●日
住所	●●●●●●●●
保護者負担額 (1医療機関1薬局1月)	入院1,000円 / 通院500円 × 2回 / 調剤500円 × 2回
有効期間	令和8年4月1日 から ② 令和●年●月●日 まで
交付年月日	令和●年●月●日
公費負担者番号	8 1 4 1 0 0 1 1
	佐賀市印

- ※ 令和8年1月以降に市内転居や資格証の再交付手続きをされていた場合、今回お送りしたものと同一資格証を既にお持ちの可能性がありますので、ご了承ください。
- ※ これまでの様式の資格証も引き続きご利用いただけます。（有効期限切れのものを除く）

2. 新小学1年生（平成31年4月2日～令和2年4月1日生）の保護者の方へ

- 小学生以上の調剤の医療費助成では、調剤薬局ごとに1月あたり500円を上限に月2回までの保護者負担があります。詳しくは裏面の制度案内を確認してください。
- 今までご利用いただいた緑色の受給資格証は、令和8年3月31日を過ぎると使用できませんので破棄してください。

3. 医療機関への受診にあたってのご協力をお願い

- 急病などやむを得ない場合を除いては、できるだけ昼間の診療時間内に受診するようにしましょう**
休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。
 - かかりつけ医、かかりつけ薬局をもちましょう**
かかりつけ医はお子さんのそれまでの病歴や健康状態などを把握しています。気になることがあったらまずはかかりつけ医に相談しましょう。
 - 薬のもらいすぎに注意しましょう**
薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。
- ※就学援助を受けていて、対象となる病気（結膜炎・中耳炎・虫歯など）で受診する場合は、子どもの医療費受給資格証は使用しないでください。就学援助と子どもの医療費助成は併用できません。学校を通じて、医療券を発行してもらってから受診してください。

○問い合わせ 佐賀市役所こども家庭課子育て給付係（本庁1階54番～57番窓口）

TEL：40-7252 FAX：40-7268 Mail：kodomo@city.saga.lg.jp

1. 制度のしくみ

助成対象者	佐賀市に住所を有する高校生年代（18歳年度末）までの子ども
助成できるもの	健康保険が適用される医療費 (入院、通院、調剤、訪問看護、治療用装具など)
助成できないもの	入院時の食事代、個室代、健康診断、予防接種など、 健康保険の対象とならないもの

※生活保護を受給中の方、一部施設に入所されている方等は助成の対象外となります。

2. 助成方法（小学生以上） ※受給資格証はクリーム色です。

資格証が使える医療機関	助成方法
○ 県内の医療機関 (整骨院、接骨院等除く) ○ 県外の一部医療機関 (2病院) ・久留米大学病院 ・聖マリア病院	受診の際に、医療機関の窓口で「受給資格証」と「医療保険情報のわかるもの」を提示し、次の保護者負担額をお支払いください。 ※保護者負担額は、医療機関ごと、入院・通院ごと、加入健康保険ごとにかかります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 保護者負担額（1医療機関1か月あたり） 【通院】 上限500円を月2回まで 【調剤】 上限500円を月2回まで 【入院】 1,000円 </div> ※学校の管理下（授業中・課外指導中・休憩時間中・登下校中など）でのけがなどで受診する場合、受給資格証は使用せず、学校を通じて日本スポーツ振興センターへ医療費を請求してください。

3. 医療費の払戻し方法

県外受診や整骨院等の受診の際は受給資格証が使用できないため、医療機関の窓口では健康保険のみを利用し、その後に市役所の窓口で助成の申請をします。（治療用装具等をつくった際も同様）

助成方法
★助成申請に必要なもの ■領収書（受診者名、診療月、保険点数、医療機関名、領収印があるもの） ■受給資格証と子どもの医療保険情報のわかるもの ■限度額適用認定証（お持ちの方） ■健康保険から高額療養費や付加給付が支給される場合は、金額がわかるもの（支給決定通知書等） ※装具等の申請の際は別途、○見積書 ○請求書 ○領収書 ○医師の証明書 ○健康保険からの支給額がわかるものが必要です。 ※助成申請書は、診療月の翌月以降に提出してください。受付期間は医療費の支払日から1年以内です。

4. 届出について

次のようなときは、市役所・支所の窓口で届出をしてください。

（下表の「★」はオンラインで手続き可能）

※オンラインの場合、右の二次元コードをご利用ください。

※オンラインの場合、マイナンバーカードによる電子署名が必要です。



（再交付）



（変更届）

届出が必要なとき	持ってくるもの
市外へ転出または住所が変わったとき	<input type="checkbox"/> 受給資格証・届出人の本人確認ができるもの
★氏名や医療保険情報が変わったとき (変更届)	<input type="checkbox"/> 受給資格証・保険情報のわかるもの・届出人の本人確認ができるもの
★振込先口座を変えたいとき (変更届)	<input type="checkbox"/> 受給資格証・預金通帳・届出人の本人確認ができるもの
★受給資格証を無くしたとき (再交付)	<input type="checkbox"/> 保険情報がわかるもの・届出人の本人確認ができるもの

※婚姻・離婚等により保護者変更があったとき、児童福祉施設に入所した場合や生活保護を受けるときも届出が必要です。

※ほかの市区町村に転出した後は使用できません。